

食品業界等関係者との意見交換実施結果

1 実施済み食品業界関係者所属団体数など

55団体

参加人数：135名

2 主な意見

(1) 条例の名称

「にいがた」、「食」、「安全」が良い。

(2) 関係者の責務

- ・消費者ももっと学習すべきであり、役割ではなくて責務とすべき。
- ・廃棄等、消費者の食品消費のあり様まで射程に入れるべき。
- ・選ぶ消費者の価値観（責任）もある。食品を選択できることが重要。
- ・安全安心の徹底は高コストなのに、消費者は当たり前と思っている。衛生管理を行った企業の製品もそうでない製品も、同様に売れてしまう。消費者ももっと事情を知るべき。
- ・関係者責務について、生産者等がどこまで責務を負うか不安。規定の表現がどうなるかで、生産者等に抵抗感が生まれる可能性あり。
- ・消費者の責務として、受動的に安全安心を享受するのではなく、自ら積極的に知識を吸収すべきとした方が良い。
- ・無登録農薬使用事件以降、業界では厳しく意識向上を図っているがさらに規制を求めるのか？
- ・生産者に厳しい印象がある。生産者だけでなく、消費者も含めトータルの中で応分の責任と負担で行うべき

(3) 食育

- ・教育を予算、組織で見えるような形で強化すべき。
- ・農薬を減らした野菜には虫がいるという大前提を理解する必要がある。虫がいなのは、農薬散布のためと教えなければならない。本物を知らなければならない。
- ・本来の食のあり方も含めて幅広い教育が必要
- ・田植え体験などは体験や行事止まりで、消費者は結局生産現場を理解せず、食育として成功していない。農畜産物の博物館(勉強する場)が無く、知識に結びつかない。学校関係者がどのように関わってくるか注目している。
- ・食育基本法も成立したので、食育施策を条例に組み込んではいかぬか？
- ・顔が見える(信頼関係を築く)ことが大事なので、特に女性中心に、生産者現場を学んでもらう。
- ・見てくれが悪い野菜を敬遠するのに、無農薬を要求する消費者の対策必要。
- ・栄養教諭制度を導入願う。

(4) 地産地消

- ・ 県内産大豆を利用した製品を開発して、利用を進めてきたが、生産量が少なくなった。企業は、一定期間ある程度の数量が扱えないとリスクが大きく利用が進まない。需要と供給の計画的な調整が望まれる。
- ・ 地産地消は、安全・安心に感じる。顔が見えるような取組を行っているいれば検査での確認まで必要ないのでは。

(5) 認証制度

- ・ ブランドはよりどころとして製品選択の材料となる。
- ・ 客にとって安全安心は当たり前なので、認定シール等は集客につながらないと思う
- ・ 畜産は県検査による安全保証の制度的枠組みがあるが、農産物は確固とした体制がないので、今後細部を検討した方が良さそう。
- ・ 第三者機関を検査体制の中に入れるべきだ。ただし、検査時コストを生産者負担にすると、それに取組む生産者等はいなくなる。
- ・ 県内の需給はバランスが取れていて、県外への出荷は案外難しい。
- ・ 認証品だとしても、目立たないマークだと消費者の関心は向かない。認証するまでも大事だが、その後の表現方法も大事。昔こんにやく等で県マークをやったが、目立たず、あまり普及していない。
- ・ 県産はおいしいイメージが先行して、安全・安心というイメージがあまりないので。さらに安全・安心での意識付けが必要。そういう意味で認証は有効。
- ・ どんなに安全な農産物でも消費者が選択しないと、生産者は取組めない。
- ・ ブランド野菜は手間もかかり、高い。一般の消費者にとっては縁がないと思う。
- ・ 認証制度は既に色々あるので今あるものとの整理が必要
- ・ 県産品を県が認証したH A C C P工場で加工し、マークを付けたものは、安心できるし、優先的に利用したい。

(6) 情報の提供

- ・ 最初の危険情報はすぐに伝わるが、その後の情報がうまく伝わっていない。正しい情報の発信はもちろんのこと、その後どのように処理されたのかを大きく発信する必要がある。
- ・ 違反等があっても、結果と対応がわかれば、安心できる。
- ・ 条例は実効性の確保が重要。懇談会だけではあまりに少ない。もっと話しに加わる場が必要。小会場で行うのが良い。このような意見交換会は条例制定後も続けて欲しい。
- ・ 検査を行っていること等をもっと情報提供すべきである。
- ・ 表示、トレサについてどこまでやるべきか、何を望んでいるのが消費者と生産者の話し合いの場が必要。
- ・ トレーサビリティの詳細を条例の規定に盛り込むと、身動き取れなくなる恐れがある。
- ・ トレーサビリティを推進しても、高コストの割に消費者には売れない。消費者が求

めているのは単純な情報のみではないか。

- ・消費者はもっと情報を収集すべき。
- ・栽培履歴の公表は実施しているが、農薬の自主検査の対応はまちまち。コストの問題がある。
- ・自主検査で問題農薬が検出された場合は、地域全体が風評被害を被るので、マスコミ対策も必要。
- ・消費者との交流事業を行った際に、表示の見方を含めギャップを埋めることに苦労した。ある程度同じレベルになる必要がある。ただし、見学などの交流は、消費者の認識を変えることになり有効。農林水産部の交流事業を拡大したらどうか？

(7) 推進体制

- ・縦割り行政の弊害を危惧。一元的な体制の整備を望む。
- ・食中毒も表示も監視員が末端まで監視に入れば、問題はおこらないと考えられるが予算が付かないのが現状。やはり監視の強化が必要。人件費は必要。
- ・条例制定により縦割り行政の弊害の解消が推進されれば良い。
- ・農薬の規制について、実効性の確保として、県の現在の体制で県内200カ所以上の農薬小売店に毎年検査に入れるのか疑問
- ・他県で見られるような、室などの組織を作り、表示も含め一括で処理できる仕組みが必要。予算も有効に活用されるはず。

(8) 新潟県の特徴

- ・新潟県の特徴は環境豊かな面だが、食の安全安心は環境に配慮して始めて達成可能なことを盛り込むべきだ。また、食育基本法と併せて子供の食育も盛り込むべきだ。
- ・新潟県も農業県の特徴を反映させた条例にしてほしい。
- ・この条例案はすべて網羅しているが深みが無く、農業生産県としての特徴が無い。
- ・消費者モニターはいるが、県特産品の品目別応援団(サポーター)を作るのも良い。
- ・条例の名称に、新潟県の姿勢をスローガン化したサブテーマを付加したらどうか。
- ・安全・安心を掲げるのであれば、規制がなければ実効性が伴わない。条例となると一般県民は規制の存在が気になる。ただ、産業振興の面も併せ持つと非常に難しい。
- ・新潟県は食の生産県でもあり、安全性をもっとアピールすべき。
- ・食料供給県としての良さをアピールすべき。